

必ずお読みください

プルデンシャル信託の生命保険信託「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」
ご利用にあたっての注意事項

- お客さまのお住まいの地域によっては終活サポート～マイ・エンディング・ケア～(以下「本サービス」といいます)のご利用対象外となる場合があります。
- 本サービスのご利用に際して、生命保険信託契約の申込手続に加え、追加の書類提出や電話確認が必要となります。
- プルデンシャル信託によるプルデンシャル生命への死亡保険金等の請求にあたっては、プルデンシャル信託が定める手続きが別途、必要となります。
- プルデンシャル信託は、お客さまがお亡くなりになった後に死後事務執行費用／遺言執行費用を精算するうえで、受任者等から死後事務委任契約に関する情報／公正証書遺言に関する情報の提供を受け、利用いたします。
- 受益者に信託財産が交付されるまで相応の時間を要することや、生命保険信託の財源となる生命保険契約の死亡保険金等の金額と死後事務執行費用／遺言執行費用によっては、交付できる信託財産が減少すること(場合によっては残らないこと)があります。

受任者等を選択される際の留意事項

- 本サービスのご利用にあたっては、お客さまは、プルデンシャル信託のウェブサイトの「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」専用ページに掲載されている受任者等と死後事務委任契約を締結／公正証書遺言にて受任者等を遺言執行者に指定する必要があります。それ以外の受任者等を選択される場合、本サービスをご利用いただくことはできません。
- また、本サービスを利用して、死後事務執行と遺言執行の両方を受任者等に依頼する場合、それぞれを異なる受任者等へ依頼することはできません(関連するグループ法人を除きます)。
- 死後事務／遺言執行は受任者等が提供するサービスであり、プルデンシャル信託およびプルデンシャル生命が提供するものではありません。
- プルデンシャル信託およびプルデンシャル生命は、死後事務委任契約書の作成や死後事務委任契約の成立、公正証書遺言の作成に一切関与または尽力するものではありません。また、死後事務委任契約／公正証書遺言の内容の正確さを保証したり、その実現性を示唆したりするものではありません。プルデンシャル信託のウェブサイトに掲載している死後事務受任者／遺言執行者一覧からお客さまが選択した受任者等と実際に死後事務委任契約を締結／公正証書遺言にて遺言執行者に指定するか否かは、お客さまご自身において検討のうえで判断いただくものであり、プルデンシャル信託は、死後事務委任契約／公正証書遺言の内容やそれらの執行におけるお客さまと受任者等との間で生じたトラブル等について、一切責任を負いません。また、死後事務委任契約締結／公正証書遺言の作成を以て、保険契約の成立や生命保険信託契約の引受を確約するものではありません。万一、保険契約の成立や生命保険信託契約の引受けがなされなかったことを事由にお客さまが死後事務委任契約を解約／遺言を撤回する場合でも、プルデンシャル信託またはプルデンシャル生命が死後事務委任契約書作成／公正証書遺言作成に関わる費用を負担することはできません。
- 死後事務委任契約／遺言執行者の指定について詳しくは、各受任者等のウェブサイトをご参照のうえ、受任者等へ直接お問い合わせください。
- 死後事務委任契約の締結にあたっては受任者等による審査があり、審査の結果、お客さまが、受任者等と死後事務委任契約を締結できない場合があります。
- 遺言の内容によっては、受任者等が遺言執行者となることを承諾しない場合があります。
- 死後事務委任契約時には受任者等が定める死後事務委任契約書作成手数料等がかかります。また、所定の金額の預託が必要となる場合があります。詳しくは受任者等へ直接お問い合わせください。なお、プルデンシャル信託は死後事務委任契約に係る預託金の信託は取り扱っておりません。またプルデンシャル生命の担当ライフプランナーが金額等をお預かりすることは一切ありません。
- 公正証書遺言の作成サポートを受任者等に依頼する場合、受任者等が定める手数料等がかかります。詳しくは受任者等へ直接お問い合わせください。なお、プルデンシャル生命の担当ライフプランナーが金額等をお預かりすることは一切ありません。
- プルデンシャル信託はお客さまとの生命保険信託契約の締結により、死後事務執行費用／遺言執行費用を信託財産の範囲内で受任者等へお支払いすることができます。既にプルデンシャル信託の生命保険信託契約を締結されているお客さまが本サービスをご利用されたい場合は、生命保険信託契約の内容の変更が必要です。プルデンシャル生命の担当ライフプランナーもしくはプルデンシャル信託へご連絡ください。
- お客さまが生前に受任者等へ所定の金額を預託している場合、プルデンシャル信託は、これを超過した金額のみを死後事務執行費用としてお支払いたします。
- お客さまの死亡に伴いプルデンシャル信託がお客さまと締結した生命保険信託契約に基づきプルデンシャル生命から現実に受領した死亡保険金等の金額が死後事務執行費用を下回る場合、受任者等とお客さまとで締結した死後事務委任契約に基づき、受任者等が死後事務の全部または一部を履行しない場合があります。また同様に、死亡保険金等の金額が遺言執行費用を下回る場合、受任者等がお客さまの相続財産より遺言執行費用を控除する場合があります。
- 死後事務委任契約締結後に受任者等の名称が変わった場合や、公正証書遺言の作成後に遺言執行者として指定した受任者等の名称が変わった場合、あるいはお客さまの選択によりプルデンシャル信託のウェブサイトの一覧に掲載されている別の受任者等に変更した場合は、ただちにプルデンシャル信託へご連絡ください。プルデンシャル信託は、お客さまがお亡くなりになった後、プルデンシャル信託とお客さまとで締結した生命保険信託契約書に記載されていない受任者等から死後事務執行費用／遺言執行費用を請求されたとしても支払に応じることはできません。
- 本サービスは、2025年1月現在のものであり、内容を予告なく変更・中止することがあります。

プルデンシャル信託株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
<https://www.pru-trust.co.jp>

生命保険信託に関するお問い合わせ・お手続きやご契約に関する苦情・照会につきましては、下記までご連絡ください。

● 電話でのお問い合わせ(国内通話料無料)

0120-93-5524 ※携帯電話からもご利用になれます
〔受付時間〕9:30～12:00／13:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

● メールでのお問い合わせ
inquiry@pru-trust.co.jp

ptjs-2024-01-051 2025年1月6日使用開始

0800169B



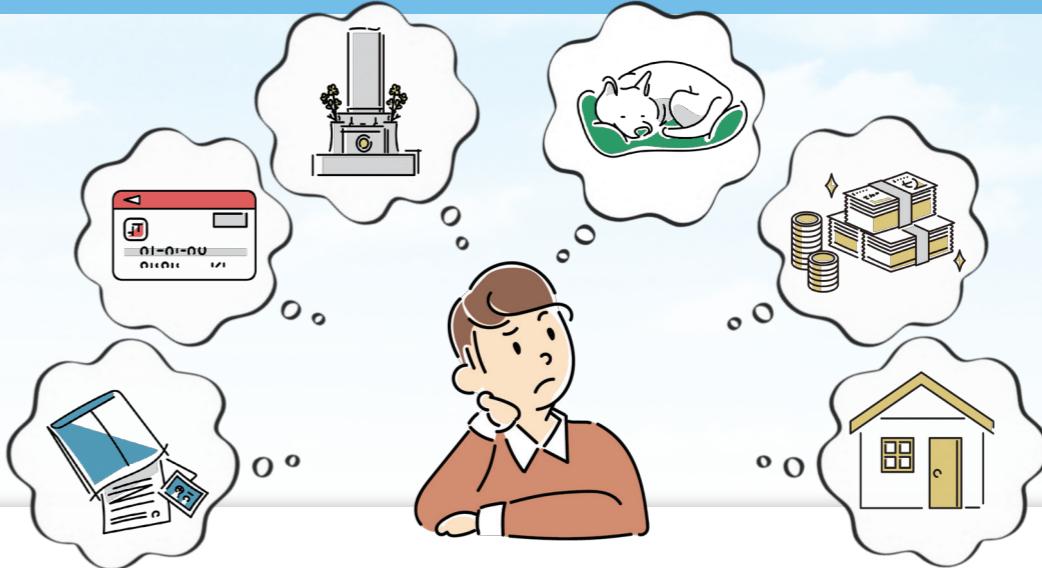
死後事務を頼める人がない方

死後に親族に負担をかけたくない方

プルデンシャル信託の生命保険信託

終活サポート ～マイ・エンディング・ケア～ のご案内

終活について考えたことはありますか？



「自分らしく生きていくため、最期に際しても思い通りに準備しておきたい」

そのようにお考えの方が増えていらっしゃいます。
「終活」という言葉も広く知られるようになりました。

「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」(以下、「本サービス」といいます)では、
“死後事務委任契約※に基づく死後事務執行費用”や“遺言執行費用”を
信託財産からお支払いできるようにしました。

※「死後事務委任契約」とは、委任者(本人)が第三者(個人、法人を含みます)に対して本人が亡くなった後の諸手続きに関する事務等(以下、「死後事務」といいます)の代理権を生前のうちに付与して、死後事務を委任する契約です。

ライフプランナーが、お客さまの一生に寄り添いながら、
安心をひとつひとつ積み重ねていくためのサポートをいたします

プルデンシャル信託株式会社

信託契約代理店(信託契約代理業務の種類:媒介)

プルデンシャル生命保険株式会社

死後事務の例

(死後事務受任者により内容や費用は異なります)

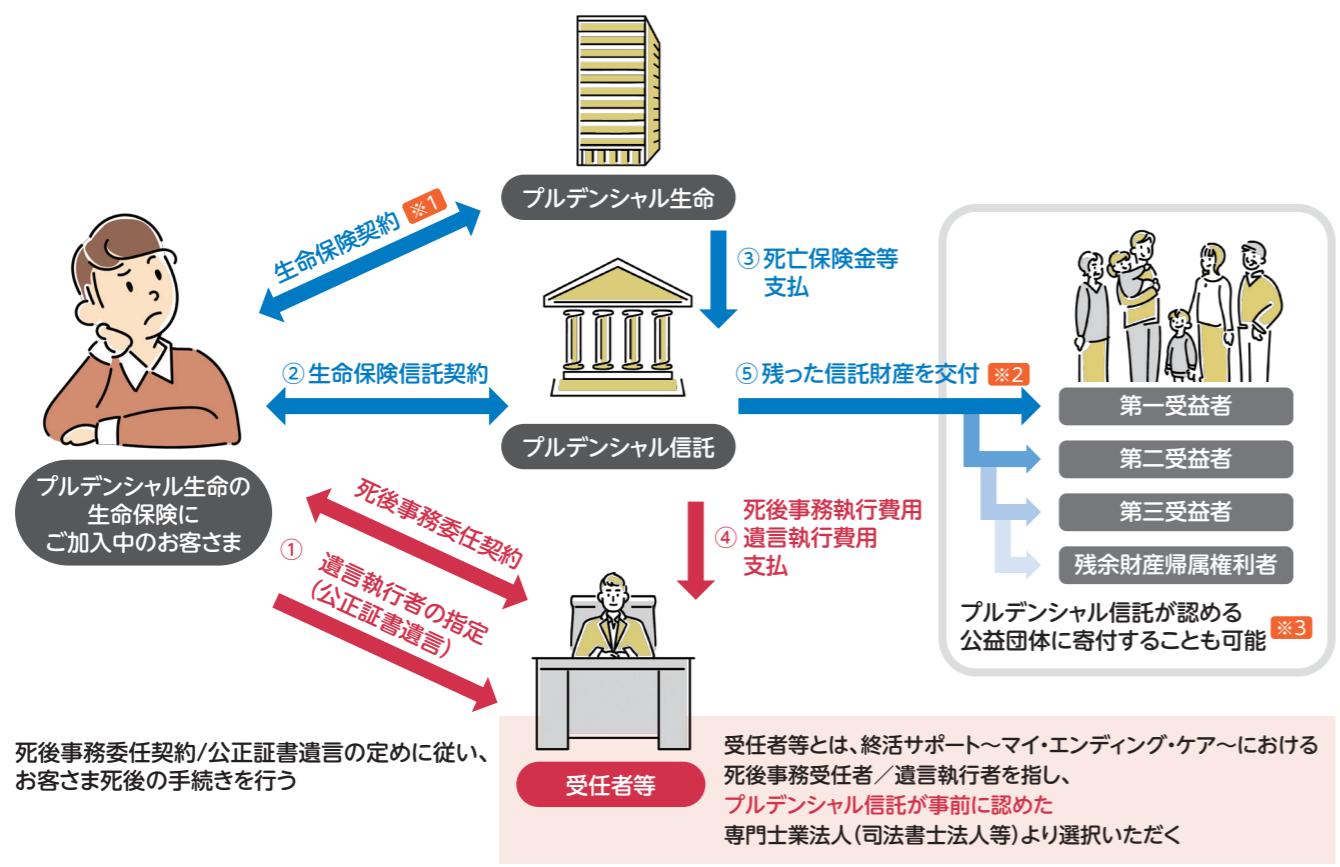
- 公租公課の支払
- 関係者への死亡連絡
- 家財道具や生活用品等遺品整理
- 葬儀・埋葬に関する事務や費用の支払
- 行政官庁・勤務先等への届出
(年金・健康保険等)
- 公共料金、運転免許証、パスポート、クレジットカード等、利用停止および精算手続き
- 未払医療費や老人ホーム等、施設利用料の精算
- 不動産関連費用
(未払家賃・地代・管理費・修繕積立費等の精算)
- デジタル遺品のアカウント削除等
- ペットの引き渡し手続き

遺言執行費用の例

(遺言執行者により費用は異なります)

- 相続財産目録の作成
- 相続財産の管理費用
- 移転登記費用
- 遺言執行者への報酬
- 預貯金の解約・払戻に関する費用

「終活サポート～マイ・エンディング・ケア～」のしくみ



設定の流れ

STEP
1

受任者等と打ち合わせ

～死後事務委任契約締結／公正証書遺言の作成(遺言執行者の指定)～

普雷デンシャル信託のウェブサイトから、お客様のお住まいの近くに所在地のある受任者等をお選びください。

ウェブサイトは
こちら ➡ <https://www.pru-trust.co.jp/trust/support/support.html>



死後事務委任契約の内容や費用につきましては、お客様が受任者等に連絡のうえお打ち合わせしていただき、締結されるかどうかをご判断ください。

遺言執行において、お客様は、受任者等が遺言執行者として指定されることを承諾することを確認してください。

STEP
2

生命保険信託契約の締結

普雷デンシャル信託と生命保険信託契約を締結いただきます。

生命保険信託契約の締結には費用がかかります。詳しくは普雷デンシャル信託のウェブサイト「生命保険信託の費用」(<https://www.pru-trust.co.jp/trust/cost/>)をご参照ください。



生命保険信託契約の申込手続に関しては、信託契約代理店である普雷デンシャル生命の担当ライフプランナーにご依頼ください。

本サービスをご利用する場合は、受任者等より普雷デンシャル信託に死後事務委任契約書およびそれに付随する覚書等の写しや公正証書遺言の写しを提供していただきます。あらかじめご了承ください。

受益者に信託財産が交付されるまで相応の時間を要することや、生命保険信託の財源となる生命保険契約の死亡保険金等の金額と死後事務執行費用／遺言執行費用によっては、交付できる信託財産が減少すること(場合によっては残らないこと)があります。事前にお客さまから受益者等へご説明ください。

生命保険信託契約を締結後、生命保険信託契約の信託契約番号を、速やかにお客さまより受任者等にお伝えください。

生命保険信託契約お申込み後の内容変更

- 生命保険信託契約の成立後、生命保険信託契約の内容(信託財源の内容を含みます)等に変更があった場合、速やかにお客さまより受任者等にお伝えください。なお、生命保険信託契約の内容は変更手数料のご負担なく、何度もご変更いただけます。受益者等の連絡先等が変更になった場合は、速やかに普雷デンシャル信託へご連絡ください。
- 死後事務受任者の変更や死後事務委任契約の解約、遺言執行者の変更や遺言の撤回があった場合、速やかに普雷デンシャル信託までご連絡ください。

お客様がお亡くなりになった場合の手続きの流れ

- お客様がお亡くなりになった場合、受益者等から普雷デンシャル信託へ必要書類をご提出いただきます。
- 受益者等から必要書類をご提出いただいた後、普雷デンシャル信託から普雷デンシャル生命へ死亡保険金等を請求します。死亡保険金等が普雷デンシャル信託の信託財産となりましたら、普雷デンシャル信託が所定の信託報酬を收受したうえで、受任者等から請求される死後事務執行費用／遺言執行費用の支払に応じます。
- プ雷デンシャル信託から受任者等への死後事務執行費用／遺言執行費用の支払が完了し、受任者等から普雷デンシャル信託への完了報告をもって、普雷デンシャル信託は残余信託財産を受益者等に交付開始します。
- 死後事務委任契約が変更または解約されていた／公正証書遺言が無効であったとしても、お客様がその旨の届出を怠っていた場合、当社は受任者等に対し、支払済の死後事務執行費用／遺言執行費用の返還を求めることとします。